

よくあるご質問

令和8年1月30日現在

【補助事業者】

- Q1. 単独の事業者が事業を申請することができるか。
- Q2. この補助事業を活用するために新たに実行委員会等を組織し、事業に取り組む場合、補助対象事業者となるか。
- Q3. 飲食店街等、飲食店のみの任意団体は補助対象事業者となるか。

【補助事業】

- Q4. 他の市町村や団体から補助金を重複して交付を受けることはできるか。
- Q5. プレミアム商品券に市町村が上乗せ支援することはできるか。
- Q6. プレミアム商品券は、紙商品券とデジタル商品券の両方が補助対象となるか。
- Q7. プレミアム商品券の発行等を委託する場合、その経費は補助対象となるか。
- Q8. どのような取組みであれば、プレミアム商品券発行で求められる「地域内の消費需要喚起に資する取組み」となるか。
- Q9. 「事業開始日」の定義は。

【補助対象経費】

- Q10. どんな経費が補助対象となるか。
- Q11. 補助事業の実施に必要な物品、役務・サービス等を調達する場合、必ず県内事業者へ発注しなければいけないか。
- Q12. 事業実施対象期間以前（令和8年1月29日以前）に支払った経費は補助対象となるか。
- Q13. 消費税は補助対象となるか。

【補助限度額】

- Q14. 補助限度額が上乗せされる「デジタル商品券又はキャッシュレス決済ポイント還元事業等（キャッシュレス決済ポイント還元事業については、還元されたポイントが地域内で使用されるものに限る）の場合」には、紙とデジタルの併用は含まれるのか。

【交付申請等の手続き】

- Q15. 構成員が重複する団体が、それぞれ申請することはできるか。また、複数団体枠（複数商工団体枠、複数商店街等枠）で連携し申請することはできるか。
- Q16. 補助金交付申請書を提出してから、交付決定までどの程度かかるか。
- Q17. 補助金の支払時期は、いつ頃になるか。

Q18. 補助金は先着順となるか。

Q19. 概算払はできるか。

【補助事業者】

Q 1. 単独の事業者が事業を申請することができるか。

A. 本事業の対象となりません。対象となる事業者は、商店街等団体、商工会議所・商工会、任意団体などです。詳細は、募集要領P 2をご確認ください。

Q 2. この補助事業を活用するために新たに実行委員会等を組織し、事業に取り組む場合、補助事業者となるか。

A. 県内事業者が連携して県内の消費喚起に資するプレミアム商品券発行等事業を実施する場合、補助事業者となります。

Q 3. 飲食店街等、飲食店のみの任意団体は補助事業者となるか。

A. 県内事業者が連携して県内の消費喚起に資するプレミアム商品券発行等事業を実施する場合、補助事業者となります。

【補助事業】

Q 4. 他の市町村や団体から補助金を重複して交付を受けることはできるか。

A. 各補助金を充当する経費が明確に区分できる場合、他の市町村や団体から交付を受ける補助金との併用が可能です。（県の他の補助金を受けて実施することはできません。）

Q 5. プレミアム商品券に市町村が上乗せ支援することはできるか。

A. 上乗せ支援することができます。ただし、プレミアム商品券の全体のプレミアム上限は30%（例えば、県事業でプレミアム分20%を補助した場合、市町村事業でプレミアム分10%の支援が上限）となります。プレミアム率は、上限内において補助事業者で任意に設定してください。

Q 6. プレミアム商品券は、紙商品券とデジタル商品券の両方が補助対象となるか。

A. 補助限度額以下であれば、紙商品券とデジタル商品券の両方が補助対象となります。

Q 7. プレミアム商品券の発行を委託する場合、その経費は補助対象となるか。

A. 本事業の目的に資するものであれば、補助対象となります。ただし、委託先に任せきりにせずに事業に取り組み、本事業の目的である県内の消費喚起に資する取組みとなるようしてください。

Q 8. プレミアム商品券発行では、どのような取組みであれば、「地域内の消費需要喚起に資する取組み」となるか。

A. 例えば、事業周知のためのチラシ・ポスター、プレミアム商品券の券面などへ“県産品の活用や県内調達を促す”旨のメッセージを印刷したり、加盟店において地場産品の特設販売コーナーの設置や売り場における県産品の推奨表示を行ったりする取組みなどが考えられます。補助対象事業者において、効果的な取組みとなるよう工夫して取り組んでください。

Q 9. 「事業開始日」の定義は。

A. 本事業の対象となる事業の準備（チラシ作成、HP 制作等）に着手した日（発注日、購入日、契約日）を事業開始日とします。なお、令和 8 年 1 月 30 日（金）以降でなければ、事業に着手（発注、購入、契約）することはできませんので、ご注意ください。

【補助対象経費】

Q 10. どんな経費が補助対象となるか。

A. 募集要領 P 3 「補助対象経費」に記載する経費区分及び内容を確認してください。なお、申請団体やその構成員の通常の事業活動に要する経費は補助対象となりません。

Q 11. 補助事業の実施に必要な物品、役務・サービス等を調達する場合、必ず県内事業者へ発注しなければいけないか。

A. 本事業の目的である県内の消費喚起を図るため、原則として、県産品を活用又は県内事業者へ発注してください。県内で物品、役務・サービス等の調達が難しいなど、やむを得ない場合には、あらかじめ県にご相談ください。

Q12. 事業実施対象期間以前（令和8年1月29日以前）に支払った経費は補助対象となるか。

A. 補助対象となりません。令和8年1月30日（金）以降に契約（発注）した経費が補助対象となります。

Q13. 消費税は補助対象となるか。

A. 補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額については、補助対象となりません。

【補助限度額】

Q14. 今回補助限度額が上乗せされる「デジタル商品券又はキャッシュレス決済ポイント還元事業等（キャッシュレス決済ポイント還元事業については、還元されたポイントが地域内で使用されるものに限る）の場合」には、紙媒体との併用は含まれるのか。

A. 補助上限額が上乗せされるのは、デジタル部分に係る補助対象経費のみとなります。例えば、期間を分けて①紙媒体でのプレミアム商品券事業と②キャッシュレス決済ポイント還元事業を行う場合、②に要した経費のみが補助対象となります。

【交付申請等の手続き】

Q15. 構成員が重複する団体が、それぞれ申請することはできるか。また、複数団体枠（複数商工団体枠、複数商店街等枠）で連携し申請することはできるか。

A. 申請することは可能です。ただし、構成員の過半数が重複する場合は、別個に申請があっても、先に申請のあった実施団体のみを対象とします。

また、構成員の過半数が重複する団体が連携し、複数団体枠で申請することも可能ですが、補助限度額の算出においては一団体とみなします。

【例1】

団体1 商店A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
団体2 商店A,B,C,D,E,K,L,M,N,O

→ どちらの団体も構成メンバー10のうち5のメンバー（過半数未満）が他の団体と重複している。
→ 二団体とみなす（補助上限額200万×2=400万）

【例2】

団体1 商店A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
団体2 商店A,B,C,D,E,F,K,L,M,N,O,P

→ 団体1は構成メンバー10のうち6のメンバー（過半数）が団体2の構成メンバーと重複している。
→ 団体2の一団体とみなす（補助上限額200万）

【例3】

団体1 商店A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
団体2 商店A,B,C,D,E,K,L,M,N,O
団体3 商店A,B,C,D,E,P,Q,R,S,T

→ どの団体も構成メンバー10のうち5のメンバー（過半数未満）が他の団体と重複している。
→ 3団体とみなす（補助上限額200万×3=600万）

【例4】

団体1 商店A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
団体2 商店A,B,C,D,E,K,L,M,N,O
団体3 商店F,G,H,P,Q,R,S,T,U,V

→ 団体1は構成メンバー10のうち8のメンバー（過半数）が団体2及び3の構成メンバーと重複。
→ 団体2, 3による二団体の申請とみなす（補助上限額200万×2=400万）

Q16. 補助金交付申請書を提出してから、交付決定までどの程度かかるか。

A. 補助金交付申請書が本県に届いてから、審査を行い、補助金の交付決定に至るまで、概ね2週間程度を要します。

なお、申請書の不備や書類に誤りがあった場合、追加で資料提供等を求めることがあります。時間を見る場合があります。

Q17. 補助金の支払時期は、いつ頃になるか。

A. 実績報告書を受領した後、審査を行います。審査終了後、3週間後を目途に支払います。

Q18. 補助金は先着順となるか。

A. 受付後、順次審査を行います。申請総額が予算額に達した場合、受付期間中でも受付を締め切ります。

Q19. 概算払はできるか。

A. 交付決定後、概算払の必要がある場合は、補助金概算払請求書を提出することにより、可能となります。補助金概算払請求書の提出後、2週間後を目途に支払います。